会　　則

1995年　1月24日	制　　定
1996年　1月24日	一部改正
1997年　1月28日	一部改正
2000年　1月26日	一部改正
2003年　2月17日	一部改正
2019年 12月18日	一部改正
2024年　3月19日	一部追記

JASFA

外航船舶代理店業協会

Japan Association of Foreign-trade Ship Agenc

外航船舶代理店業協会会則

第１章　総　則

第１条　名称、及び事務局

本会の名称を「外航船舶代理店業協会」（英文名は“Japan Association of Foreign-trade Ship Agencies”）とする。

また、その和文略称は“外代協”、英文は“JASFA”とする。

本会の事務局は東京都港区に置くものとする。

第２条　目的

本会は、本邦内における外航船舶代理店業の適正な運営と取引の公正を確保することにより、事業の健全な発展と会員相互の地位の向上を図り、もって我が国の国際海運貿易の発展に寄与することを目的とする。

第３条　事業（活動）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

① 外航船舶代理店業に関する調査研究。

② 外航船舶代理店業に関する業界内の意見の取りまとめ、並びに関係官公庁への建議又は陳情。

③ 事業の円滑な運営のため、関係官公庁、諸団体との協議、及び調整。

④ 外航船舶に対する関係官公庁、諸団体からの通達、通知等の取次ぎ。

⑤ 外航船舶代理店業に対する啓発、宣伝。

⑥ 外航船舶代理店業に関する資料の作成と配布。

⑦ 諸外国の船舶代理店業界との交流、提携。

⑧ その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章　会　員

第４条　会員の構成

本会の会員は日本国内における外航船舶の総代理店業者（Ｇ 会員と言う)、及び港内代理店業者（Ｐ 会員と言う）をもって構成する。

本社（店)、又は支店等が会員となっている場合は、その会員の本社又は支店は支店会員（Ｂ 会員と言う）となることが出来る。

第５条　賛助会員

本会の趣旨に賛同する関係諸団体（私企業も含む）は賛助会員になることが出来る。

第６条　加入

本会に加入しようとする業者は所定の書面をもって本会に加入申請をし、理事会の承認を得るものとする。

第７条　退会

会員は書面により ３０ 日の予告期間をもって退会することが出来る。

第８条　役員の構成

本会は次の役員をもって構成する。

会長　　１名
副会長　２名以内
理事　　２０名以内（事務局長が理事の場合はそれを含む）
監事　　２名以内

理事の員数は Ｇ 会員、Ｐ 会員からそれぞれ最大 １２ 名を上限とし、出来るだけ Ｇ 会員、Ｐ 会員からの理事就任者の配分が公正となるよう考慮する。

第９条　役員の選任

① 会長、副会長は理事会の指名により、総会において承認を得るものとする。
② 理事及び監事の選任は総会において行うものとする。
任期中に理事及び監事の辞退が有った場合、その後任の選任及び承認は理事会において得るものとする。
③ 理事長、副理事長（４ 名以内)、及びその他の役付き理事等は理事会の互選によるものとする。
④ 理事会の決定により、必要に応じて顧問を置くことが出来る。

第１０条　役員の任期

会長、副会長、及び理事等役員の任期は２年とする。

但し、再選を妨げない。

第１１条　役員の報酬

役員はすべて名誉職とする。但し、常勤役員（事務局長等）は有給とすることが出来る。

常勤役員の報酬は理事会の決議を得て決定するものとする。

第3章　組　織

第１２条　部会

本会はそれぞれの目的に従い、総代理店部会、港内代理店部会の　２ツの部会を常設する。

第１３条　専門委員会、及び小委員会

理事会は必要に応じて専門員会、又は小委員会を設置し、具体的問題の調査、検討、研究等を依頼することが出来る。

第4章　運　営

第１４条　理事会

理事会は会長（理事）が議長となりこれを行う。会長が不在の場合は副会長の理事がこれを代行する。

その開催は原則として毎月１回行うものとし、必要に応じて臨時に開催することが出来る。

第１５条　部会

部会は部会長の判断で必要に応じてこれを開催することが出来る。

第１６条　専門委員会、又は小委員会

専門委員会、又は小委員会の座長は必要に応じて委託された個別の問題について、その結果を理事会に出席して報告、または諮問すること。

第１７条　総会

① 総会は年１回開催するものとし、この会則に定めるものの他、議場報告（活動報告）と決算、次年度の事業計画（活動計画）と予算、その他重要事項を議決する。

尚、必要に応じて臨時に開催することが出来る。

② 総会の招集は会議の目的である事項、日時、場所を示した書面により、開催日の７日前までに会員に知らせなければならない。

③ 会則の改正、会費の変更等の重要事項は総会において会員総数の３分の２以上をもって決定にする。
尚、出席できない会員は書面による議決権の委任をすることができる。この場合には委任状によるものも出席と見做すものとする。

④ 会長は会員総数の５分の１以上、又は監事から会議の目的である事項を示して臨時総会の請求があったときは、その請求があった時から４５日以内に臨時総会を招集しなければならない。

第１８条　議決権

総会における議決権は会員それぞれが一票の議決権を有するものとする。
但し、支店会員、及び賛助会員はこの議決権を有しない。

第5章　会費及び会計

第１９条　会費

本会の運営に必要な経費として、会員は次の年会費をその年度の　１月末日までに前納するものとする。又、必要に応じ、臨時会費を徴収することがある。
いずれの場合においても、納入した会費はいかなる場合と云えどこれを返納しないものとする、
尚、新会員は当日以降　１２　月までの年間会費を比例案分した額（少数点四捨五入）を入会後１ヶ月以内に納入するものとする。
それぞれのランク別年会費は別表（１）の通りとする。

第２０条　会計

① 本会の会計年度はその年の１月１日に始まり、同年１２月３１日までとする。

② 本会の会計は事務局がこれに当たり、監事の監査を受けた会計報告を次年度の総会において報告するものとする。

第6章　　そ　の　他

第２１条　帳簿、及び書類の保管

事務局には次に掲げる帳簿、及び書類を備え付けて置かなければならない。

① 収入と支出に関する帳簿と証拠書類。

② 会員名簿、役員名簿、及び会員の移動に関する書類。

③ 会則。

④ 総会、理事会または部会の議事録。

⑤ 関係官公庁への届出の控え。

これらの書類は原則として 5ヶ年間分を保管するものとする。

第２２条　付則

① 本会に定めなき事項は、総会又は理事会において、その都度協議決定するものとする。

② 本会の設立により、外船代理店協会の会員、及び一切の債権と債務は本協会がこれを承継する。

令和６年３月１９日

会　　長（理事長）	飯　垣　隆　三
特別顧問	久　保　昌　三
副理事長	金　田　善　則
理　　事	加　藤　哲　郎
理　　事	峯　　茂　樹
理　　事	藤　田　　敏
理　　事	増　田　尚　昭
理　　事	平　松　保　長
理　　事	田　宮　正　康
理　　事	小　紫　　聡
理　　事	松　井　伸　介
理　　事	田　中　雅　斗
理　　事	長　田　行　弘
理　　事	羽　毛　田　勉
理　　事	藤　田　　敏
理　　事	伊　藤　茂　雄
理　　事	千　田　　泰
理　　事	伊　奈　久　夫
監　　事	比　嘉　辰　朗
専務理事	角　田　邦　夫

[順不同]

●表（1）

会則第１８条の規定による年会費の額を下記の通りとする。

Ⅰ 正会員（Ｇ会員、及びＰ会員）

(1) 総代理店の会員の年会費は会社の規模等により、次の四段階のランクを設け、それぞれの年会費額を下記の通りとする。

Ｇ－１＝３５０，０００円
Ｇ－２＝２８０，０００円
Ｇ－３＝２００，０００円
Ｇ－４＝１００，０００円

(2) 港内代理店部会員の年会費は会社の規模等により、次の二段階のランクを設け、それぞれの年会費を下記の通りとする。

Ｐ－１＝１００，０００円
Ｐ－２＝　６０，０００円

Ⅱ 準会員（Ｓ会員）

(3) 本社または支店が正会員になっている会員の本社または支店が支店会員の場合の会費は下記の通りとする。

Ｂ－１＝２０，０００円

(4) 賛助会員の年会費は口数制とし、１口の会費額を下記の通りとする。

１口＝１００，０００円

Ⅲ ランク分け

Ｇ会員、及びＰ会員のランク分けについては事務局から各会員へ通知をし、その会員の了解を得て決定するものとする。

〒108-0075
東京都港区港南２－１３－４０
品川 TS ビル４F

外航船舶代理店業協会

Tel　(03) 5783-1212　　Fax　(03) 3458-2323

e-mail ; jafsa@wing.ocn.ne.jp